



第402号

昭和45年2月20日

(和)4-10月10日第三種郵便物認可

やお市政だより

発行所 大阪府八尾市役所

八尾市本町1 TEL代0881

印刷所 サンケイ印刷株式会社

市 民 憲 章 わたくしたち八尾市民は 1. 若い力をそだてましょう。1. あたたかい心でまじりましょう。1. みどりのまちをつくりましょう。1. 文化財をたいせつにしましょう。1. 働くよろこびに生きましょう。

市の動き

●できるだけ早めにおこし ください

いま市民税申告の受け付けを行なっています。申告の最終日は3月16日ですから忘れずに税務課へ申告してください。申告期日が近づきますと受付場所がたいへん混雑してみなさんにご迷惑をおかけすることがありますので、できるだけ早めに提出してください。

☆申告をしなければならない人

1、昭和45年1月1日現在、八尾市内に住所のある人で

(1)前年中(昭和44年1月1日から昭和44年12月31日まで)に所得のあった人のうち

◎営業、農業、その他の事業配当、不動産雑及び譲渡所得などのあった人で、税務署に確定申告書を提出されない人

(2)給与所得者で、給与支払報告書を勤務先から提出された人のうち

◎給与所得のほかに「地代、家賃、配当」など給与以外の所得があり、その分を税務署に確定申告されない人

所得税においては通常給与所得以外の所得が5万円に満たないときは、確定申告する必要はありませんが、市・府民税については、申告しなければなりません

◎雑損控除または医療費控除を受けようとする人

(3)所得税で配当所得の源泉分離課税の適用を受けた人

所得税で配当所得の源泉分離課税の適用を受けられた場合でも市・府民税においては総合課税の対象となりますので申告してください

2、昭和45年1月1日現在、八尾市内に住所を持っていないが、事務所、事業所または家屋敷を持っている人。

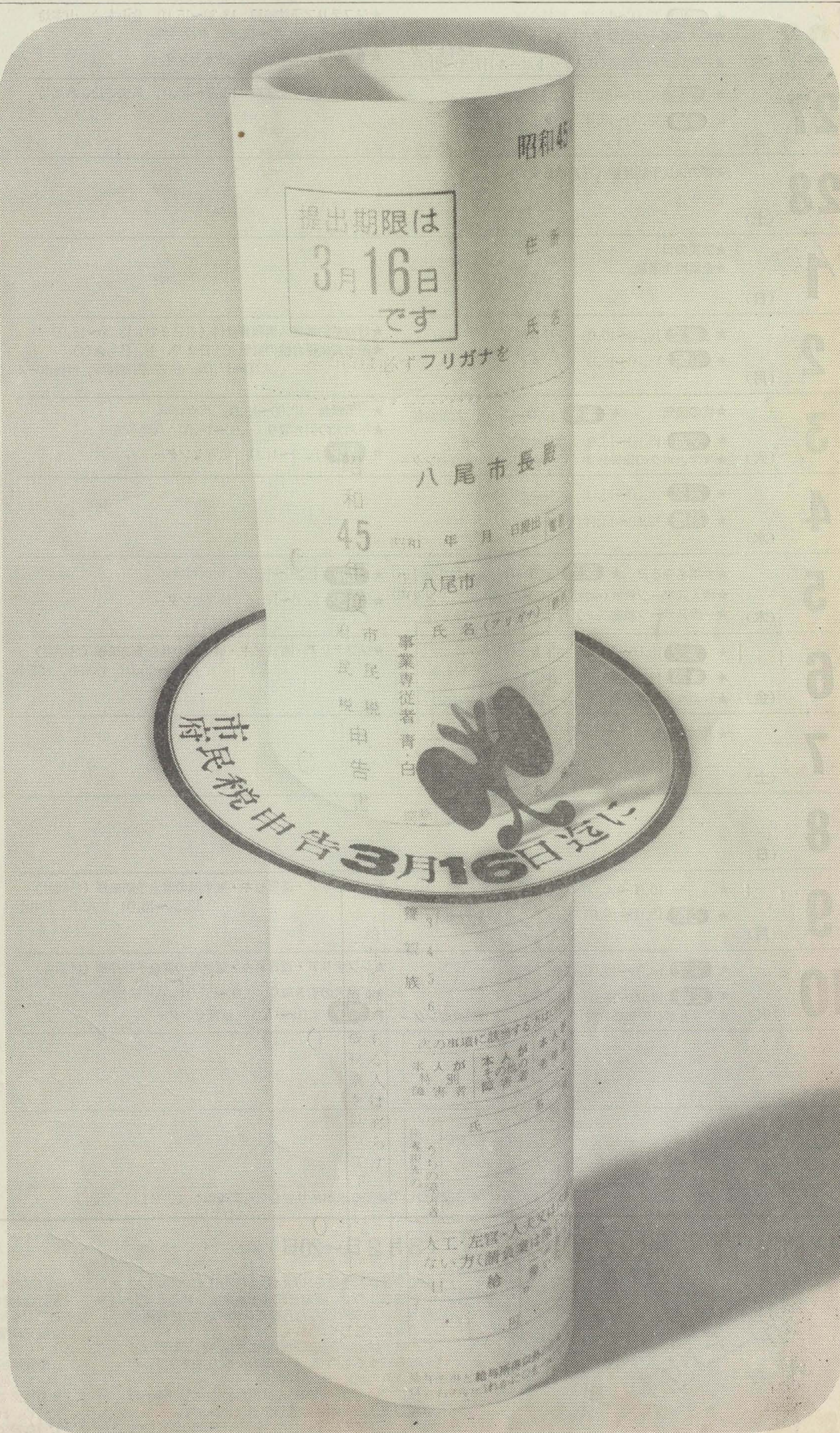
☆休日の申告受付

申告の受け付けは次の日に限り休日でも行ないますのでご利用ください。

と き	と こ ろ
3月8日(日曜日) 午前9時30分から 午後5時まで	市役所税務課 山本、久宝寺、志紀、曙 川、竜華の各出張所 安中隣保館
3月16日(日曜日) 午前9時30分から 午後5時まで	市役所税務課 南高安、大正、高安、竹 淵、西郡 の各出張所

(出張所の受付日以外はおめんどですが、)
直接市役所税務課へご持参ください

申告用紙が今月中に届かないときは、税務課か出張所へ申し出てください。



やお市政だより

昭和45年2月20日

2

第402号

市の行事

2/26 (木)	★家児 10.00~16.00 福祉会館 ★婦人スポーツ教室(バドミントン) 13.30~16.00 教育センター ★一般スポーツ教室(バスケットボール) 17.30~21.00	★ジフテリア予防接種 13.30~15.00 北山本幼、山本幼 ★愛の献血 10.30~15.30 市役所前 ★青少 9.00~17.00 教育センター
27 (金)	★家児 10.00~16.00 福祉会館 ★身障 13.00~16.00	★ジフテリア予防接種 13.30~15.00 久宝寺幼、八尾幼
28 (土)	★春の火災予防運動(3月13日まで)	
3/1 (日)	★防災の日 ★全国緑化運動	
2 (月)	★家児 10.00~16.00 福祉会館 ★心配 13.00~16.00	★竹淵東幼稚園入園願書受付(6日まで) 13.00~16.00 ★固定資産税台帳の縦覧(20日まで、土、日も含む) 9.00~17.00 市役所内税務課、市民ホール
3 (火)	★桃の節句 ★家児 10.00~16.00 福祉会館 ★交通 13.00~16.00 福祉会館 ★ママとボクの体操教室 13.30~16.00 教育センター	★出張献血 10.00~15.00 市立病院 ★不用犬の引き取り 9.00~15.00 八尾保健所 ★青少 9.00~17.00 教育センター
4 (水)	★家児 10.00~16.00 福祉会館 ★結婚 13.00~16.00	
5 (木)	★少年を守る日 ★家児 10.00~16.00 福祉会館 ★婦人スポーツ教室(卓球) 13.30~16.00 教育センター ★一般スポーツ教室(〃) 17.30~21.00	★法律 13.00~16.00 市民相談室 ★青少 9.00~17.00 教育センター
6 (金)	★家児 10.00~16.00 福祉会館 ★身障 13.00~16.00 ★府の巡回交通相談 10.00~16.00 市民相談室	★ジフテリア・百日せき・破傷風の混合予防接種(3回目) 13.30~15.00 竹淵小、大正小
7 (土)	★消防記念日	
8 (日)		
9 (月)	★ 10.00~16.00 福祉会館 ★心配 13.00~16.00	★ジフテリア・百日せき・破傷風の混合予防接種(3回目) 13.30~15.00 志紀小、安中小
10 (火)	★家児 10.00~16.00 福祉会館 ★交通 13.00~16.00 市民相談室 ★ママとボクの体操教室 13.30~16.00 教育センター	★ジフテリア・百日せき・破傷風の混合予防接種(3回目) 13.30~15.00 桂隣保館、用和小 ★不用犬の引き取り 9.00~15.00 八尾保健所 ★青少 9.00~17.00 教育センター

★日程について疑問な点がございましたら広報係へ(TEL91-3881)



《竹淵東幼で園児を募集》

市立竹淵東幼稚園では、ことしの4月に入園する園児を次のとおりに募集します。

☆応募できる人
昭和39年4月2日から昭和40年4月1日の間に生まれた人、幼児および保護者の住所が市立竹淵小学校区内にある人

☆募集人員 82名 ☆願書用紙の交付 2月23日から27日までの毎日、午後1時~4時
☆願書用紙の受付 3月2日から6日までの毎日午後1時から4時(交付、受付とも竹淵東幼で)

☆必要書類 住民票(家族全員の写し)1通ハガキ1枚(連絡用のため保護者の住所、氏名を記入のこと)

《高等職業訓練生を募集》

大阪総合高等職業訓練校(東大阪市上小阪653)では、高等訓練生(2年制)と職業転換訓練生(1年制)をつぎのとおりに募集しています。

★高等訓練生
☆募集科目 鋳造科、鍛金科など12科
☆資格 中学または高校卒者で20歳未満の人
★職業転換訓練生
☆募集科目 配管科、溶接科など8科
☆資格 義務教育終了者で50歳未満の人
募集期間は、どちらも3月20日(金)までで応募手続などぐわしいことは、同校(TEL721-7631)へ

《法律相談の受付について》

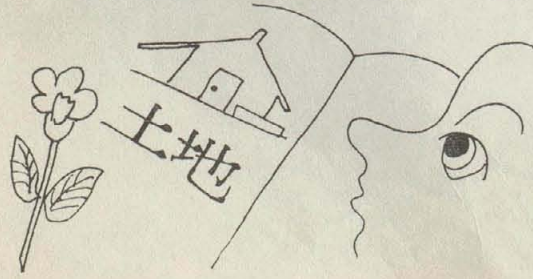
法律相談は、毎月第1、第3木曜の午後1時から4時まで市民相談室で開いています。1日の相談人数は7~8人が限度となっています。

そのため当日、万一、相談をお受けできないときがありますがご了承ください。

人の動き 2月1日現在	
人口総数	212,191(+858)
男	106,969(+413)
女	105,222(+445)
世帯数	63,590(+369)
面積	41,255 ^{cm}
()内は前月からの増減です	

注	
家児	=家庭児童相談
交通	=交通相談
心配	=心配ごと相談
結婚	=結婚相談
青少	=青少年愛護相談
身障	=身体障害者相談
法律	=法律相談

●固定資産課税台帳の縦覧 (3月2日~20日)



固定資産課税台帳を3月2日から20日まで縦覧していただきますので、固定資産(土地家屋、償却資産)の所有者、納税管理人ならびにその家族など関係者は、ご覧におこしください。
この縦覧は固定資産課税台帳に登録された価額などをお知らせするもので、45年度の土地の評価額は評価替えにより新たに決定されます。
家屋については、評価替えは行ないませんが若干の経年減価による評価額の減額が行なわれます。
なお、45年度の固定資産税、都市計画税の課税額は

土地(農地を除く)について今の国会で地方税法の改正が行なわれた場合、ある程度、異なりますのであらかじめご承知おください。
☆縦覧期間 昭和45年3月2日から20日まで毎日(土・日曜、平日とも午前9時~午後5時)
☆縦覧場所 土地、家屋課税台帳の縦覧は市役所市民ホール1階で、償却資産課税台帳の縦覧は税務課固定資産係で行ないます。
ただし、日曜日の縦覧は、すべて税務課固定資産係で行ないます。

火災予防

■37日間で39件も火災が発生

市内では、今年に入って2月6日までの、37日間で、39件の火災があり、1日1件強の割合で発生しています。

その火災のうちで、「火遊び」や「たき火」によるものが18件と圧倒的に多く、次いで「ふろ」の空だきが7件もあります。

特にこれから春先にかけての乾燥期に、まだまだ火災が多発しやすく、また大火になる危険性がありますので、次のことには注意してください。

◎たき火など裸火による火災の予防

1、たき火など裸火の取扱いは燃えやすい物や、引火性のあるものの付近では、行わないようにしましょう

2、たき火中は、じゅうぶんな消火用水を必ず準備しておき、常に監視をおこなうようにしましょう

3、たき火のあと始末は、じゅうぶんに水をかけ、または土をかぶせて残火のないことを確かめましょう

4、風の強い日はやめましょう

5、火災に関する警報の発令中は、屋外では火を取り扱わないようにしましょう

◎こどもの火遊びによる火災の予防

1、こどもだけのたき火はさせないようにしましょう

2、マッチ、ライター、ローソクなどは幼児の手のとどかないところに保管しましょう

また、その他の燃えやすいものも常に整理しておきましょう。

■山火事にもご注意ください

寒さも峠をこし日ごとに暖かくなります。山登りを楽しまれる人が多くなってきていますが、空気が非常に乾燥し草木も青芽が出るまでは枯れぎつていますのでたばこの火やわずかなたき火の残火でも山火事になり、毎年たいせつな資源を灰にしています。山へ登られるかたは必ず次の事に協力ください。

◎たばこを吸う人はマッチのすりかすや、たばこの吸殻などはじゅうぶんに消すか、土をかけるなどして、あとから山火事が起こることのないように努めてください。

◎山ではたき火や、湯わかしなどで火を使う時には、火の粉がとんだり、ほかに燃え移らないように安全な場所で火を使い、そのあと始末は土や水をかけて完全に消してください。

■防火標語の入選者が決まりました

防火標語の入選者

昨年秋の火災予防運動の行事の一つとして、市民のみなさんにご応募いただきました結果、その数は3,500を越えました。

これらの選考につきましては、市内各層から13名のかたがたに選考をお願いし、次のみなさんが入選されました。

1等「小さな火 小さな油断が火事を呼ぶ」

成法中学校1年3組 飯島 洋子

2等「こわいのは 消したつもりの火の始末」

東太子1-9-24 新谷 吉喜

「灰にすな 汗で栄えた八尾のまち」

天王寺屋 山本病院 衣川 つる

「不注意で おうち燃えたらどうすんの」

山本高校3年 畑中 清

佳作「火の始末 寝る前出る前捨てる前」

恩智256 高安 義夫

「火の元に バケツの水が命づな」

山本町北5丁目75 上野 征子

「おそろかに しなさいせない火の始末」

西山本町3の63 西田 征雄

「わがこにもおしえておこう火のこわさ」

弓削432-1 松村安紀子

「戸じまりと ともに見ませ火の始末」

天王寺屋138 上村 和子

■春の火災予防運動の行事

消防本部ではこの火災の発生しやすい季節をひかえて、2月28日から3月13日までの2週間、火災の予防と、人身事故の防止を重点に行ないます。

○車輻火災の防止

○林野火災の防止

○就寝前の火の元点検とバケツ水一杯の用意励行

○人身事故の防止

○自衛防火管理体制の強化

○危険物施設の整備と点検

期間中に行なう行事

◇防火査察

期間中、通常の立ち入り検査と別に、特別立ち入り検査を行ない、車輻関係は駅舎、車輻関係建物の検査を行ないます。

また、人身事故の防止のため、危険物施設をもつ工場や、下を作業場にして2階を一般の住宅としておられる建物の検査も行ないます。

◇防火パレード

3月1日の防災の日には、消防本部と消防団の車10台に消防職員と団員及び地域婦人会の協力を得て、市内パレードを行ない、消防相談にも応じ、おやすみ前の火の元点検とバケツ水一杯の用意をお願いし、同じ日に山火事防止のために消防職員や団員が警告柱の設置などを行ないます。

◇危険物の街頭取り締まり

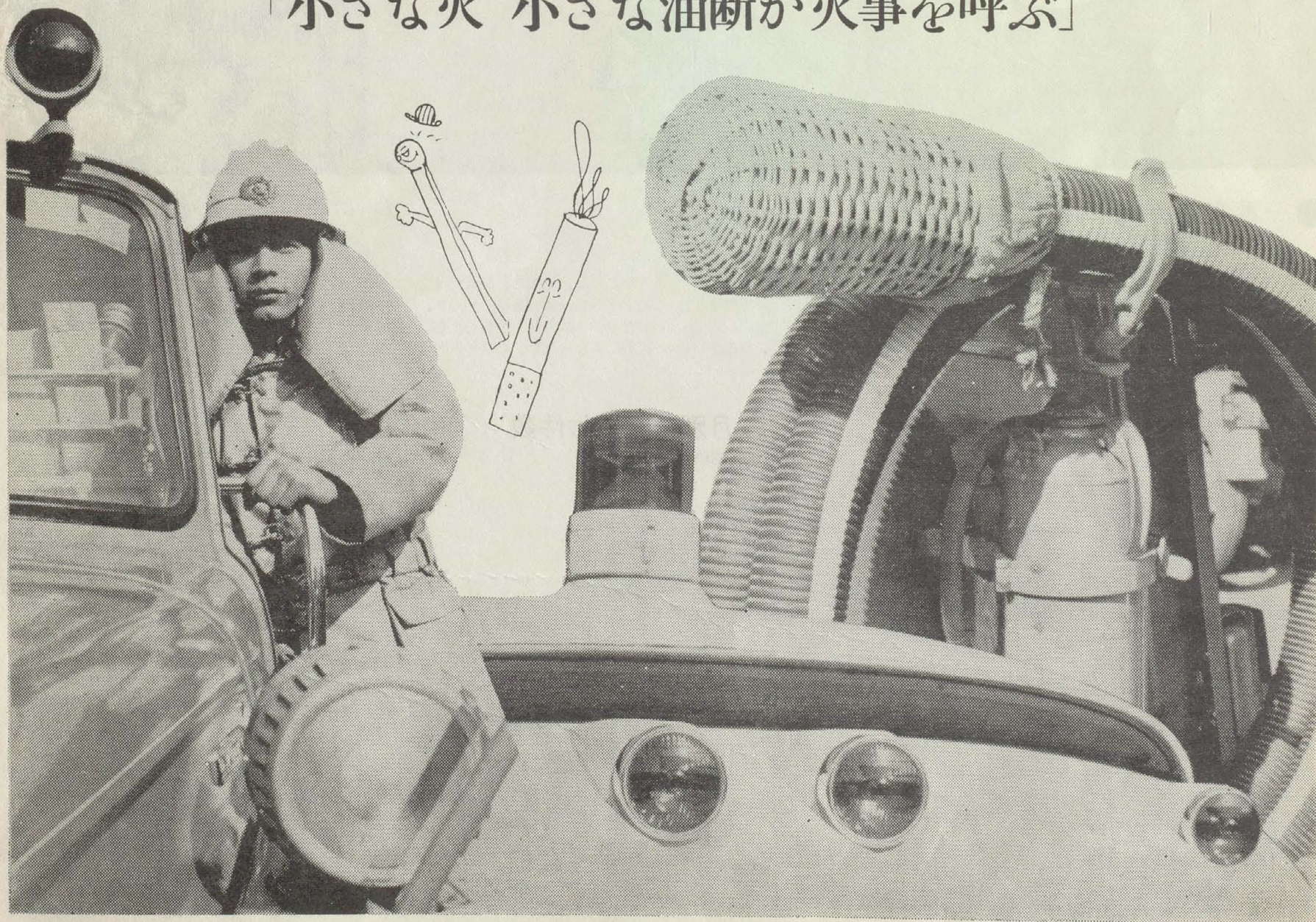
危険物を積載した運搬車両が1日に約800台以上市内を通過しています。

これらの車に不備欠陥があっては大きな火災につながりますので、2月20日に街頭取り締まりを行ないます。

◇防火研修会

工場、事業所などの防火管理者、危険物取扱主任者を対象に2月23日、24日の両日春日町のクリーニング会館で防火知識の向上を図るための講習会を行ないます。

「小さな火 小さな油断が火事を呼ぶ」





やお市政だより

第402号

4

昭和45年2月20日

公害問題

公害大魔王、おおあばれ

最近、新聞やラジオ、テレビで「公害」ということばを見聞きすることが多くなり、私たちの生活は、もはや「公害」の問題をぬきにしては考えられなくなっています。

事実、いまいろいろな公害で困っておられるかたはたくさんおられることでしょう。

このように、私たちの生活をおびやかして

いる「公害」について考えてみましょう。

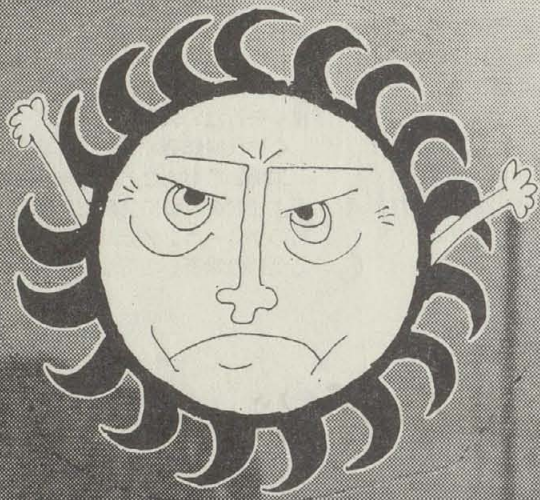
公害とは、「人間の活動によって発生するもので、人々の健康や生活環境に害を与えるもの」ということができます。そして、「人間の生活に密接に関係のある財産や動物・植物などへの害」も含まれます。

その具体的なものとしては、「大気汚

染」「水質汚濁」「騒音・振動」「地盤の沈下」および「悪臭」などです。

では、これらの公害が、八尾市で、どのように発生しているか法律や府の条例で、どのような規制がされているか、公害で困ったときは、どのようにしたらよいか、などについてみなさんといっしょに考えてみましょう。

みんなで防止策を考えてみましょう



●一番身近かな問題は騒音です

私たちのまわりには、たくさんの音を出すものがあります。話し声、テレビ、ラジオ、電話のベル、電車や自動車の警笛、街頭宣伝の音、建設現場の作業音、工場の機械音など

いろいろあります。

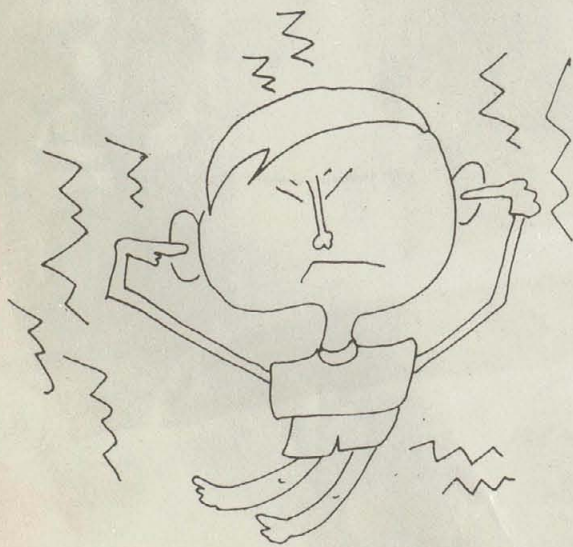
これらの音のうち、一般的に耳ざわりな音や必要以上に大きい音が騒音です。

騒音は、快い音と聞こえたり、うるさい音

と感じたり、主観的、心理的な要素があるため必ずしも一律ではありませんが、睡眠を妨害したり、作業の能率がおちたり、会話が聞きとりにくかったり、読書や思考など日常生活

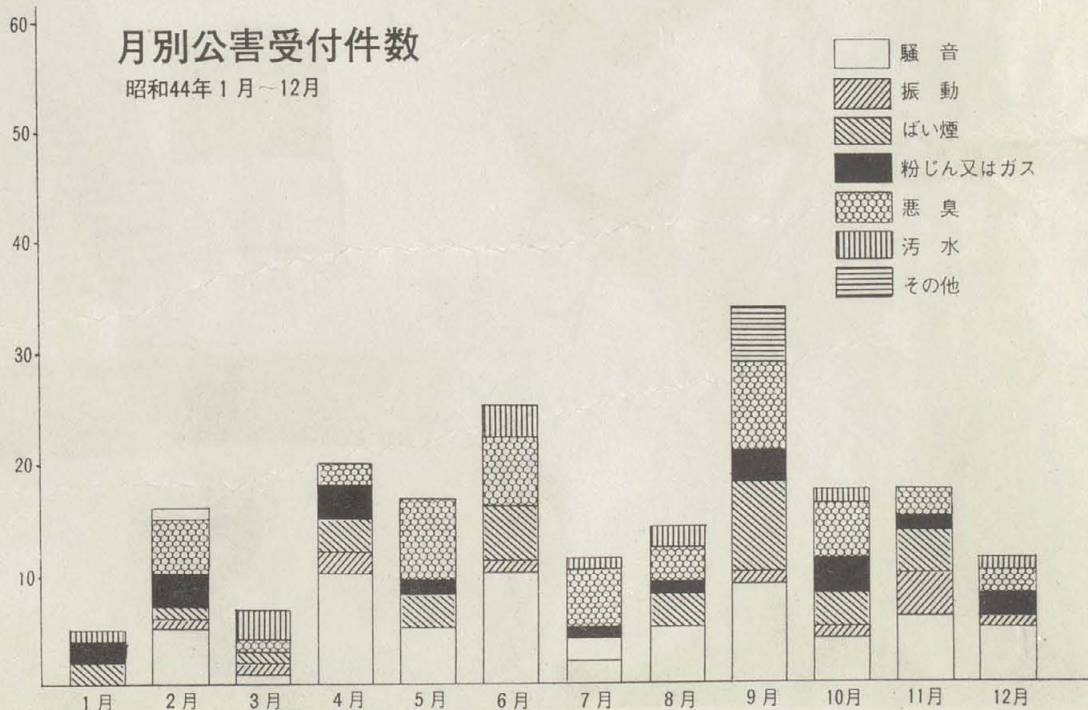
への影響などがあります。

この騒音を防止するため騒音規制法や府の条例によって、地域別、時間別の音量の規制がされています。



月別公害受付件数

昭和44年1月～12月



公害問題

●昨年の公害陳情件数は193件です

八尾市の公害の現状を考えてみましょう。陳情件数をまとめた「年度別 種類別 発生件数」や、昭和44年1月から12月までの発生件数（陳情件数）を「月別」「用途地域別」「従業員別」「業種別」にまとめた表を見ていただければ、よくわかります。

まず、年度別種類別の発生件数を見ますと騒音・振動・ガス・粉じん・汚水は、ほぼ横ばいばい煙、悪臭が2倍近くにふえそうです。

また、総件数の増加率が2～3割程度であるのと比べると、その増加がいちじるしいことがわかります。

特に悪臭が非常にふえています。この悪臭は、発生源のはっきりしているものもありますが、「どこからか分からないが、いやなにおいがする」といった場合が多く、発生源をつきとめることさえ困難です。

また、このにおいは、未だその濃度とか強さを測るメータが、開発されておられませんし多分に主観的・感覚的なもので、個人差があり一概に取り扱うことができず、いろんな公害の中でも解決の難しい部類に入ります。

次に、月別の件数を見ますと、4・5・6月と9月の2つのピークがあります。夏期に公害の発生が多いことがわかります。

用途地域別には、住居地域が約4割をしめており、ついで、準工業地域と無指定地域が並んでいます。そして、準工業地域と無指定地域を加えると5割近くになります。

●公害関係の届けは出ていますか

市内に事業所をお持ちのみなさん、公害関係の届けをされていますか。

騒音規制法や府の条例によって、騒音・振動の特定施設及び建設関係でくい打等の特定建設作業は市へ、大気汚染防止法や水質保全法、工場排水規制法による特定施設は水質の届けは府や通産省へそれぞれ届けが必要です。

「うちの工場は、音もたいして出ないし、苦情も聞かないから届けをしなくてもよい」と

従業員別では、100人未満の工場が8割をしめ、特に10人未満の管内企業的小企業および小企業に、公害の発生が集中しており、本市の従業員別工場数の割合が、1～3人が17.4%、4～9人が38.4%、10～19人が19.2%などとなっています。

零細企業の特により実状からも、公害対策を考える場合、注意すべき問題です。特に騒音については、従業員10人未満が、過半数となっており注目されます。

業種別には、金属製品製造業、化学工業そして、非鉄金属製造業の順になっており、また、その他の製造業が、数の上では2位となっています。この金属製品製造業とその他の製造業は、騒音公害が約5割をしめており、化学工業は、悪臭を中心とした大気関係の公害がほとんどです。

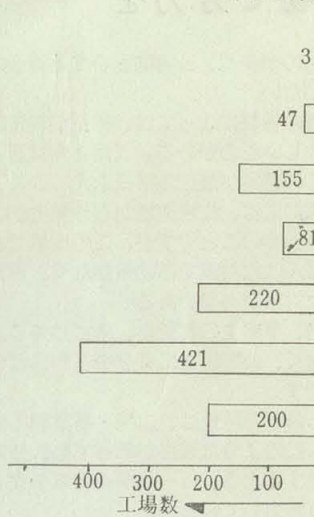
以上の結果を見ると、対策として必要なことは、住居・準工・無指定地域における金属製品製造業とその他の製造業の騒音対策が重要です。しかし、それらは、多分に小・零細企業であると考えられ、資金的な問題を考慮して、対策を立てる必要があります。また、最近増加傾向にある悪臭ばい煙等の大気汚染は、化学工業を中心とした対策が必要ということになります。

これらが、市内の現状であり、市がとりくんでいる問題です。

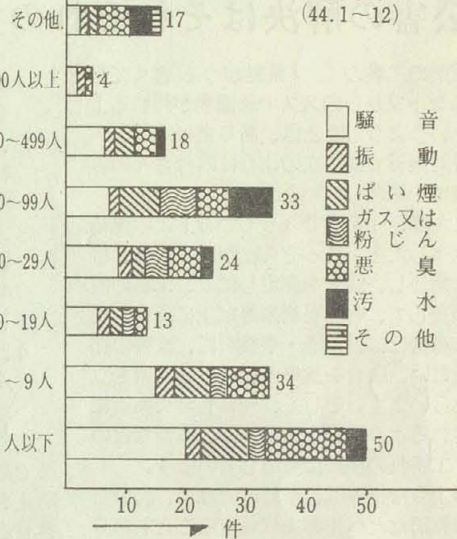
騒音の規制基準

区域の区分	時間の区分			
	朝午前 6時から 午前 8時まで 単位:10分	昼間午前 8時から 午後 6時まで 単位:10分	夕午後 6時から 午後 9時まで 単位:10分	夜間午後 9時から 午前 6時まで 単位:10分
住居専用地区	45	50	45	45
住居地域 (住居専用地区を除く)	50	60	50	50
準工業地域及び商業地域	65	65	65	55
工業地域	70	70	70	60
工業適地	65	65	65	55
その他の地域	50	60	50	50

従業員規模別工場数
(42.12末)

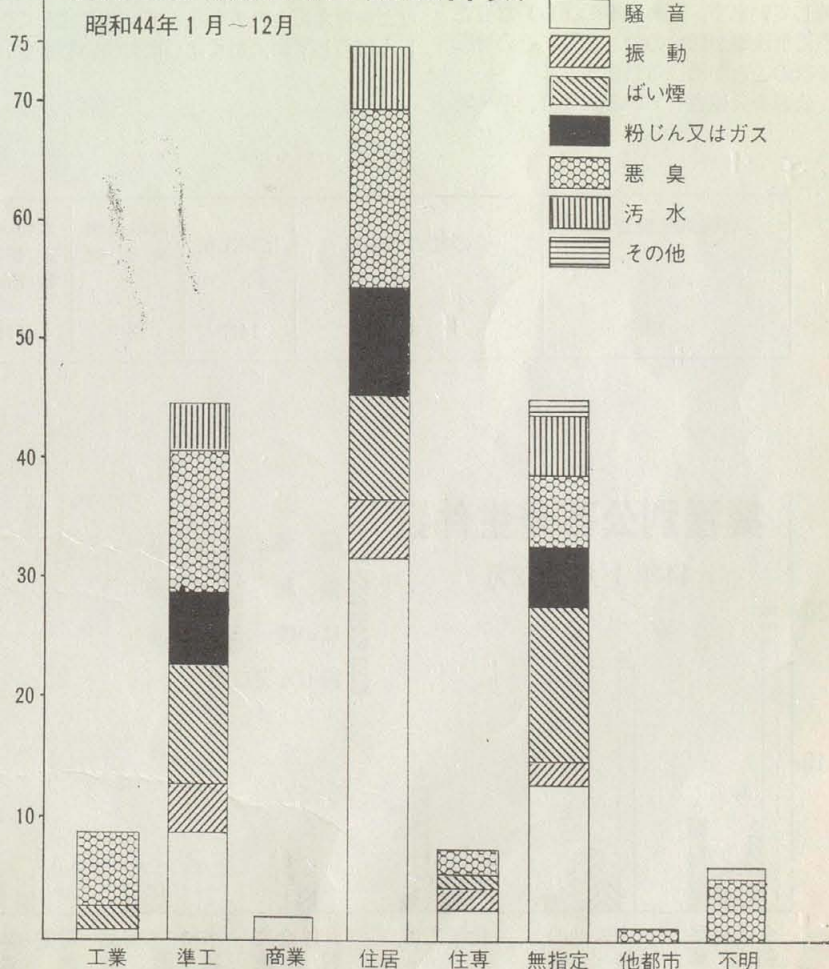


従業員数別発生件数
(44.1～12)

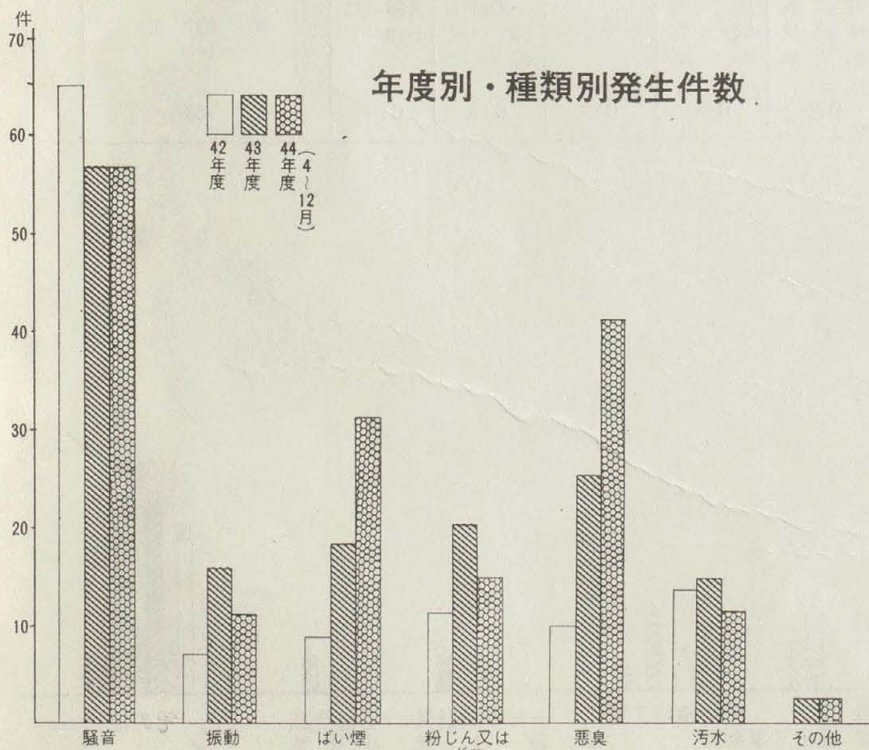


用途地域別公害発生件数

昭和44年1月～12月



年度別・種類別発生件数



公害問題

●工場排水にも目を光らせています

大和川から流れる長瀬川・玉串川などの低地帯は、米作を中心とした農業地帯で、江戸時代は河内木綿の栽培でも知られておりましたが、近年都市化の波にのって住宅・工場がドット押し寄せ、これから流される下水や工場排水によって川には魚もすまなくなってきました。

このような工場排水等による公害は、44年の公害発生件数でも約8%をしめており、特

に6月中旬の苗代期から8月にかけては、農作物の害（農業公害）が多く発生しています。公害対策係は、昨年4月誕生しましたが、係として最初に重点的に取り組んだのがこの問題です。

即ち昨年6月、過去数年間のあった工場を重点に31は工場に対し、排水施設と排水経路などの現場調査をすると共に、事業場に対し公害防止の認識を深めるよう指導し、公害の

予防をはかりました。

この調査は、酸・アルカリを扱う工場へは排水の処理をしているか、中和装置などが良く働いているかなど、油類を扱う工場へは、油類が、排水と混じることはないか、分離槽は完全かどうかなどを調査し、不適当と判断されるところについては、府公害室と共に、処理方法などの改善指導をしました。

調査結果

調査分類	調査対象工場数	注意を与えた工場数	改善指導した工場数
酸・アルカリを扱う工場	14	3	8
油類を扱う工場	13	5	2
その他の工場	4	3	0
計	31	11	8

●公害融資も利用してください

公害の防止は、事業者の責任です。しかし中小零細企業の場合、資金的に非常に苦しい場合が多く、なかなか対策が立てられないのが実状です。このような中小零細企業の公害

を少しでも資金的に援助するため、次のような融資制度がありますので、公害防止施設の資金で、お困りの場合は、おおいに利用して一日も早く公害をなくすように努めてくだ

さい

なお、公害防止施設に対しては税制上の優遇措置も講じられています。

●公害の解決はそれぞれの立場で努力を

「近所の工場の音や振動がうるさくて困る」「エントツからのススで洗濯物が汚れる」などというようなことは、ありませんか。

公害対策係では、次のようにみなさんの苦情・陳情を処理しています。

たとえば、「騒音で困っている」との連絡がありましたら、さっそく出かけて行き、状況をお聞きし、騒音を測定したり、工場の内外を調査して、もし規制基準以上に騒音が出ている場合には、工場・事業所に、改善の指導を行ない、騒音を基準内に下げる対策を立ててもらいます。そして、一日も早く実行にうつされるよう監視すると共に、融資などの面で、工場側の相談にも応じています。

このような指導は、市だけでなく、府公害室や保健所などへ指導を依頼することもあり必ずしも一様ではありません。

これを昨年1年間（1月～12月）に発生した公害について見ると、発生件数193件のうち117件しか解決しておらず、76件が本年に持ち越しています。（解決率60.6%）なぜこのように解決率が低いのでしょうか。その原因として次のことがあげられます。

1、公害を発生させている工場は、小・零

細なものが多く、公害防止をする資金的余裕がない

2、公害の種類によっては、防止が非常にむずかしいものがある。（たとえば悪臭などこの悪臭が最近非常にふえている）

3、地域的には、住居地域からの発生が多いのは当然のことですが、この地域では中途はんばな対策では効果がなく、徹底した対策が必要である

4、工場、事業主の認識が、まだじゅうぶんでなく、公害防止に資金をまわさないなどです

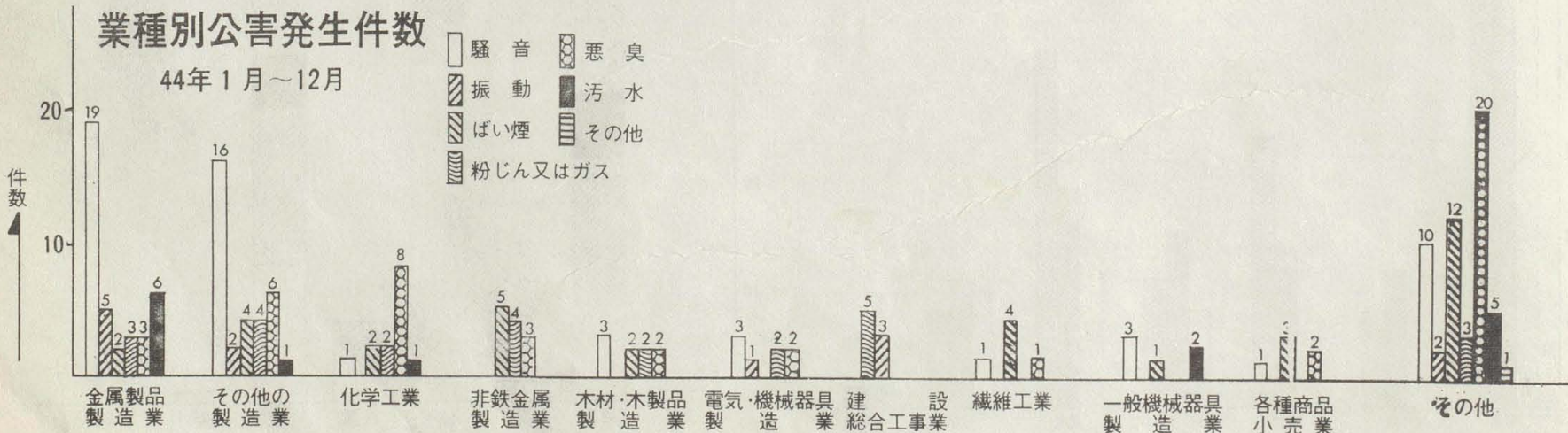
市では、公害の防止は、工場・事業者の責任であり、どのような理由があっても、公害防止を優先するよう、日一も早く対策を立てさせるよう努力しています。

また、市民のみなさんにも、公害のむずかしさを理解していただいて、小・零細工場や事業所が、けんめいに努力している場合は、ある程度の時間的余裕や、対策の段階的实施などを考えに入れてもらってまいばらくごしんぼうしていただくようにお願いします。

公害防止施設に対する助成

融資資金	大阪府中小企業公害防止設備資金	中小企業設備近代化資金	中小企業金融公庫	公害防止事業団
融資条件	中小企業 資本金5000万以下 従業員300人以下	中小企業 資本金5000万以下 従業員300人以下	中小企業 資本金5000万以下 従業員300人以下	中小企業（A） 大企業（B）
融資の対象	公害防止に必要な機械器具装置及び工作物の設備改善又は事業場の移転資金	ばい煙処理施設 汚水処理施設	ばい煙処理施設 汚水処理施設	ばい煙処理施設 汚水処理施設
貸付率	原則として700万円	50%以内 原則として300万円以内 最低10万円	70～80% 原則として1000万円	共同処理施設（A）80%（B）70% 個別処理施設（A）80%（B）50%
貸付限度			貸出後3年間 年6.5% 以後年7%	（A）年6.0%～6.5% （B）年6.75%～7.0%
利率	年利8.4%保証料3.8厘以下（府は年5%の割合で利子補給をする）	無利子		
期間	1年据置5年均等償還（半年賦）	1年据置11年均等償還（年賦又は半年賦）	2年据置8年均等償還（月賦）	10年～20年（割賦償還）
申込期間	随時		随時	随時
申込先	府企画部公害指導課 TEL (941) 0312	府商工部工業課 TEL (941) 0351 内線 2624・2625	中小企業金融公庫 大阪支店 北区堂島浜通1-25新大阪ビル8階 TEL (312) 3571 一般市中銀行	公害防止事業団 東京都千代田区内幸町2-2 領野ビル内 TEL (501) 8051 各受託銀行

金属製品製造業	その他の製造業	化学工業	非鉄金属製造業	木材・木製品製造業	電気機械器具製造業	建設総合工業	繊維工業	一般機械器具製造業	各種商品小売業	その他
38件	33件	14件	12件	9件	8件	8件	6件	6件	6件	53件





やお市政だより

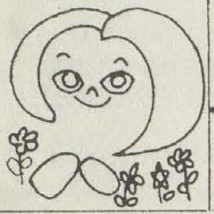
第402号

7

昭和45年2月20日

お知らせ

●講座のこと



■成人学級講座生を募集しています

公民館では、来年度（4月から1年間）の成人学級の講座生を募集します。
 ☆申込資格＝八尾市民または市内に勤者で15歳以上（学歴・性別は問いません）の人
 ☆申込受付＝3月25日（水）26日（木）の午前10時から午後6時30分まで公民館で
 受講料はいりませんが、1科目につき運営費100円をご用意ください。（申込用紙は、当日、公民館に用意しています）
 くわしいことは、公民館（清水町1丁目T

EL23-5101～2）へ

成人学級＝ママさん 英会話（月曜 午前10時）染色工芸（月曜午後1時）華道（月曜午後6時）詩吟（火曜午後6時）器楽（火曜午後6時）手芸（木曜午後1時）書道かなの部（第1、第3水曜午後6時）書道漢字の部（第2、第4水曜午後6時）ペン習字（水曜午後6時）ママさんコーラス（木曜 午前10時）絵画（木曜午後6時）写真（第1、第3木曜午後6時）フラワーデザイン（金曜午後

1時）英会話（金曜午後6時）俳画（第1、第3土曜午後1時）以上定員は40名、ただし写真は30名。

専門講座 文学、生活の科学、心の科学（毎月1回、定員はすべて50名）
 通信教室 短歌、俳句（年間20回 定員は50名）
 市民大学 成人コース、婦人コース（年間20回、定員は50名）

●融資のこと



■中小企業期末特別融資をご利用ください

産業課では、中小企業の皆さんに各種事業資金の融資あっ旋を行なっていますので、ご利用ください。
 ▷期末特別融資（44年度）（運転資金のみ）
 融資額＝有担保のとき、1事業者につき700万円、（組合1,000万円）無担保のとき、1事業者につき150万円（組合300万円）
 融資期間と返済方法 18カ月、6カ月目から3カ月ごとの5回分割返済
 貸付利率 年8.4%、受付は2月28日まで
 ▷小規模企業事業資金常時あっ旋
 融資額＝1事業者に無担保で150万円、担保付で150万円、合計300万円（組合はそれぞれの倍です）期間＝設備資金と金額50万円以下の運転資金は3年以内、50万円をこえる運

転資金は2年以内 返済＝6カ月目から隔月分割返済 貸付利率＝日歩2銭3厘
 ▷中小企業長期設備資金
 融資額＝1事業者につき700万円以内（すべて担保付）期間＝5年以内、貸付利率＝日歩2銭3厘
 ▷八尾市中小企業融資
 融資額＝1事業者につき200万円以内（組合は300万円以内）融資期間＝運転資金は18カ月以内、設備資金は36カ月以内、返済方法＝6カ月目から隔月分割返済 貸付利率＝日歩2銭3厘

■生鮮食料品の小売業近代化資金を貸付けします

国民金融公庫では、生鮮食料品などの小売業を営んでおられるかたがたに生鮮食料品等小売業近代化資金の融資を行なっていますので近代合理化に必要な設備資金についておおいに利用してください。
 ☆融資対象者 青果、鮮魚、米穀、酒類、牛乳の各小売業、パン、めん類、とうふ、かまぼこ、漬物、つくだ煮、煮豆、菓子の各製造小売業
 ☆融資金額 1千万円まで ☆期間 10年以内 ☆利息 設備品目により年利8.2%、7.7%、6.5% ☆担保 原則として300万円以下のときはいりません ☆申込先 国民金融公庫布施支店（近鉄永和駅前）TEL 782-1321

●交通のこと



■世界の人に恥じない交通マナーを

3月15日から始まる万国博覧会には、外国から多くの人が見えますが、それらの人に恥ずかしくないような交通道徳を身につけましょう。
 また、府では、3月14日まで「万国博覧会開催にともなう交通マナー高揚運動」を行ないます。

＜大阪の交通マナーを高めよう＞
 ▼ルール守って正しく歩こう
 ・道路を渡るときは、必ず横断歩道や歩道橋をとおしましょう
 ・横断歩道では手をあげ車が止まるのを確かめて渡りましょう
 ・車のすぐ前、すぐ後の横断は、あぶないからやめましょう
 ・横断禁止の場所では道を渡らないように

しましょう
 ▶ルール守って安全運転
 ・横断歩道では一時停止をしましょう
 ・交差点での安全確認は、必ずやりましょう
 ・こども、老人には愛の徐行をしましょう
 ・飲酒運転は絶対にしないさせないようにしましょう

●献血のこと



■万に備えて、あなたの健康な血を提供してください

交通事故や心臓病などの大手術には必ず、大量の血液が必要です。
 「今日は他人の身、明日は我が身」ということわざをよく考え、健康なあなたの血を提供しましょう。
 献血は、毎月第1、第3火曜日に市立病院で赤十字血液センターの出張所を設けています。

＜献血できる人＞
 満16歳以上、満65歳未満の方で体重が男45kg、女40kgを越える人ならだれでもできます
 1回の献血量は200ccで人体には何の支障もありません。（採血する前に医師が検診しますので無理な採血はいたしません）

＜献血していただく＞
 献血していただいた方には、献血手帳、献血バッジ、血液型検査証をお渡しします。
 この献血手帳は全国の赤十字センター、公立の血液センターに生涯、通用しますので、あなたのご家庭や知人が輸血する必要がありましたら、優先的に血液を確保できるしくみになっています。

●共済のこと



■市民共済（火災、交通）制度に加入しましょう

当市では、災害に備えて大阪市の市民共済生活協同組合に加入し、火災共済と交通共済制度を普及させています。
 火災、交通事故はいずれも予告なしにやってくる災害です。
 この忍びよる災害に備えて、ぜひこの制度に加入して万一のときに備えましょう。
 ＜火災共済＞
 火災共済は昨年12月から口数制限が大幅にアップされ15口に引きあげられました。
 この火災共済は普通の火災保険よりも割り安の掛け金で加入でき、加入するときや被災したときの手続きも簡単です。
 住宅の場合、1口年額200円の掛け金で万一火災で全焼したときは、3日以内に10万円の給付金が支払われることになっています。
 ＜長所＞
 ☆市民（世帯主）ならだれでも加入できます

☆掛け金が割り安になっています
 ☆契約手続きが簡単です
 ☆給付金は3日以内に支払われます
 ☆普通の火災保険より有利です
 ＜給付金支払い方法＞
 ▷全焼のとき＝契約高金額が支払われます
 ▷部分焼のとき＝50万円までは実損額を支払います
 実損支払い分を越えた損害については、比例支払いで行ないます。
 たとえば、400万円の住宅で火災共済に100万円契約し、100万円の損害の火災があったとき57万1千円が支払われます。（火災保険の場合は25万円です）
 ＜交通共済＞
 ☆市民ならだれでも加入できます
 ☆掛け金が安く、1人年額400円です
 ☆契約の手続きが簡単です

☆支払いの手続きも簡単で、不幸に被災されたときは、すみやかに調査し、早く支払います。
 （この共済は1年間効力を持ちますが、この期間中に市外へ転出されても有効です）
 ★共済金額＝死亡の場合は50万円、以下傷害の程度により共済金が支払われるようになっています。
 さらに両親または片親を失った交通遺児にも20万円を支給する特典が設けられています
 ★加入の申し込み＝申し込みは、共済契約申込書に共済金を添えて次のところに申し込んでもください。
 ☆お近くの自治振興委員さん
 ☆市役所市民相談室かよりの各出張所（申込用紙も用意してあります）



やお市政だより

第402号

8

昭和45年2月20日

市の話題



高安山に山火事防止の警告板を設置しました

今月1日消防本部、地元消防団、ボーイスカウトが協力して高安山に警告柱、警告板をとりつけました。

これは、枯葉期に加えて連日異常乾燥下にあるため行なったものです。写真①

この日、午前九時ボーイスカウト、造林推進委員、消防団員など40名が岩戸神社前に集合して3班にわかれ高安山に入り、市産業課作成の警告柱(2m高)13本と府作成の円型の警告板(直径30cm)25枚をとりつけました



清友高校でBGに備えて美容講習会が開かれました

今月17日、市立清友高で今春卒業する3年生290人が講堂に集まって「美容講習会」を開きました。写真②

これは、高校を卒業し社会に巣立つにあたり、女性として必要な化粧の基本を知ってもらおうと開催したもので、まず、美容師からはだの手入れ、服と化粧の調和などの講演を聞いた後、生徒2人がモデルになり、実際にメイクアップをしてもらいました。生徒たちは、美しくなっていくモデルになごやかな中にも真剣なまなざしで見つめていました。



東山本の老人クラブ会員が清掃奉仕をしています

東山本町の老人クラブ「寿会」(石谷喜作会長)では毎月2回、近くの神社や墓地の清掃奉仕をして地区の人々から喜ばれています。

「クラブ員はみんな65歳以上のおとしりですが、昨年3月頃から近くの神社に草がはえ荒れているので、みんなで話し合っ、毎月2回、サラエ、クワ、スコップなどをもって境内の草やゴミなどを集めて、きれいにしています。写真③



竜華中で生徒が花壇づくりをしています

竜華中では「環境整備は我々の手で」と生徒が校舎の南側に花壇をつくり、情操教育に役立てています。

これは昨年夏、木造校舎を鉄筋化したため、なんとなく殺風景になったので、約1500㎡の庭園をつくり、寒ソバキ、サツキ、ツツジを植え、さらに池、築山、滝などをつくろうというもので、作業は体育の時間や、昼休みを利用してやっていますが、完成したら、八尾市の中学では一番立派な庭園だと生徒たちははりきっています。写真④



春の花、咲きほこるフラワー・ソサエティー

高安山のふもとフラワー・ソサエティーでは早くも春の花、西洋サクラ草、シクラメン、三色スミレなどが咲きほこっています。

ことしは異常乾燥でできれば心が心配されていたそうですが、どうにか平年並みの出来ばえが保てたそうです。いま、花屋さんやフラワーベース、花壇用として出荷に追われています。

万博会場にも八尾から出荷された花がかざられるそうです。写真⑤⑥



しあわせを築く道

同和教育の手引 ⑦

部落解放運動は、次第に、日本の民主主義運動の中に正しくとりあげられるようになってきました。

その一つのきっかけとなったのが1956年(昭和31年)に起った福岡市長選挙をめぐる差別事件でした。このとき、部落出身の出候者に対して、対立候補者側から部落差別を利用した悪質なデマが流され、選挙を敗けさせたというものです。

部落解放同盟は、多くの一般大衆と共同して、はげしく抗議を行ないました。このことを通して、民主的な考えをもった多くの人たちは、部落差別が国民の団結をさまたげるために、どれほど利用されているかを、身近かな体験として知らされました。

また1960年(昭和35年)の三井三池炭鉱の労働争闘のときには、会社側の立場にたつ第2組合をつくり、部落差別をあおって第1組合を分裂させ、組合員の団結をやぶろうとしました。



このように部落差別は、働く日本の国民の正しい要求活動までもさまたげ、国民を分裂支配する道具につかわれているのです。部落差別は、ですから日本社会にほんとうの民主主義を実現するうえで、大きな障害になっていることがわかります。

部落解放は、日本の民主化を進めてゆくための当面の大きな指標でなければなりません。同和教育の運動もその一つです。差別を正しくみつめ、その解決のために積極的に立ち向う人間をつくらうと、この運動は、関西を中心に起こり、いまでは、全国的なひろがりをもって進められています。

八尾市でも全市の教員で組織されている八尾市同和教育研究会があり、また全市のほとんどの民間団体が参加している八尾市同和教育推進協議会があり、学校、民間行政があげて同和教育にとりこんでいます。